

第 799 回 通関協議会(本関地区)

1. 日 時 令和 8 年 7 月 14 日(火)11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7階大会議室

3. 議 題

【議題1】「輸入申告項目の追加(令和7年 10 月 12 日施行)に係る税関ホームページ掲載 Q&A の更新について」【資料1】

【議題2】「金の輸出時における審査・検査の厳格化について」【資料2】

【議題3】「予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の審査区分の通知時期の変更について」
【資料3】

(業務部 通関総括第1部門)

【議題4】「こんにゃく芋に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について」【資料4】

【議題5】「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税の課税について」【資料5】

(業務部 通関総括第2部門)

【議題6】「第 60 回通関士試験の概要について」【資料6】

【議題7】「非違一覧表の有無に係る MSA 送信について」【資料7】

【議題8】「各種届出記載要領の HP 掲載について」

(業務部 首席通関業監督官)

【議題9】「日・インドネシア経済連携協定改正議定書の効力発生のための外交上の公文の交換について」
【資料8】【資料9】

(業務部 原産地調査官)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 800 回通関協議会は、令和 8 年 9 月 8 日(火)11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

輸入申告項目の追加（令和7年10月施行関係）

【Q & A】（※抜粋）

1. 運送先の所在地・名称
2. 通信販売貨物に該当するか否か
3. プラットフォームの名称等
4. その他

令和7年10月

関税局業務課

－ 更新履歴 －

日 付	内 容
令和6年12月13日	問1－7、1－8、3－3を追加。問3－2を更新。問番号を変更。
令和7年4月7日	問1－1を更新。
令和7年6月13日	問4－1を追加。問1－6、3－2を更新。
令和7年10月9日	問1－9、1－10、4－2、4－3を追加。問1－1、1－3、1－4、1－6、3－2を更新。
令和7年10月23日	問1－11を追加。
令和8年7月6日	問1－3、1－9を更新。

－ 目 次 －

1. 運送先の所在地・名称

（問1－3）NACCSでは「運送先」をどのように申告すれば良いですか。

（問1－9）運送場所識別「M」として輸入申告を行い、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であれば運送先の一覧のみ提出が必要となるが、輸出入申告等控及び輸出入許可通知書等の「区分」欄の末尾に何か表示されますか。

（問 1－3）NACCS では「運送先」をどのように申告すれば良いですか。

○ NACCS による輸入申告の際には、運送先の識別として、1 申告中の貨物に係る運送契約において

（1）運送先が定められているものの、輸入者の住所と同じ場合（C）

（2）運送先が定められていない場合（N）

（3）輸入者の住所と異なる運送先が 1 か所定められている場合（T）

（4）輸入者の住所と異なる運送先が 2 か所以上定められている場合（M）

の別に、運送場所識別欄にコードを入力いただくことになります（括弧内が、運送場所識別欄に入力いただくコード）。

令和 8 年 8 月 1 日（土）より、「貨物の運送先が輸入の許可を受けるために当該貨物を入れる保税地域（他所蔵置場所を除く。）と同じ場所のみである場合」には、運送場所識別欄に「H」のコードを入力して申告してください。この場合、貨物の運送先を（別途）申告いただく必要はありません。

○ （1）・（2）の場合は、貨物の運送先を（別途）申告いただく必要はありません。

○ （3）の場合には、貨物の運送先を共通部に入力してください。

○ （4）の場合には、輸入者の住所と異なる運送先として 2 か所以上定められている運送先のうち主たる貨物の運送先 1 か所を共通部に入力するとともに、運送先の一覧を所定の様式にて MSX 業務で提出してください（簡易審査扱い（区分 1）の場合も提出（原則、輸入許可後 3 日以内）が必要となります。）。

なお、何が「主たる貨物」かについては、合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等）であれば、任意の基準で「主たる貨物」を選択いただいで構いません。

○ 問 1－2 と同様に、予備申告の時点で MSX 業務により提出した運送先の一覧について、本申告時に変更があった場合には、修正した運送先の一覧を MSX 業務により再提出していただく必要があります。ただし、「輸入申告番号」の末尾 1 桁（枝番号）が変更となっただけの場合には、MSX 業務による再提出は不要です。

（問１－９）運送場所識別「M」として輸入申告を行い、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であれば運送先の一覧のみ提出が必要となるが、輸出入申告等控及び輸出入許可通知書等の「区分」欄の末尾に何か表示されますか。

- 輸入申告等控及び輸入許可等通知書の「区分」欄の末尾に「書類提出要コード」の「Y」が表示されますので参考にしてください。

令和8年8月1日（土）より、「運送先一覧表のみ提出要コード」の「L」が表示されます。

- 税関に提出する書類として運送先の一覧のみが必要で、運送先の一覧以外の書類を提出する必要がない場合には、税関には運送先の一覧のみを提出してください。この場合には、運送先の一覧以外の通関関係書類の提出は必要ありませんので、税関へ提出する必要のない書類についてはその提出をお控えください。



輸出者・通関業者の皆様へ

金の輸出時における審査・検査の厳格化にご協力ください (NACCSへのコードの入力は令和8年8月1日より実施)

- 近年、金の輸出量は増加している一方で、輸入量や国内生産量には大きな変動がないことから、金の密輸入が継続していると考えられます。
- こういった状況を踏まえ、金の輸出時における審査・検査の厳格化の観点から、シリアル番号等のある金(※)の輸出時には、シリアル番号等が記載された通関関係書類の提出を求めることとしました。
※シリアル番号等のある金とは、製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したものを指します。
- 検査の厳格化により、当該書類と現物との対査確認を実施することがありますので、ご協力をお願いします。
- 輸出者及び通関業者の皆様は、以下の点に留意して下さい。

輸出者の皆様へ

- 通関業者に対して、輸出貨物がシリアル番号等のある金か否かを確実に伝達して下さい。
- 輸出貨物がシリアル番号等のある金である場合は、シリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を作成して下さい。

通関業者の皆様へ

- 輸出者に対して、輸出貨物がシリアル番号等のある金か否かを確認したうえで、輸出統計品目番号を決定して下さい。
- 輸出貨物がシリアル番号等のある金である場合は、輸出者から入手したシリアル番号等が記載された通関関係書類（仕入書・パッキングリスト等）を提出して下さい。
 - ※ NACCSで輸出申告する際には、「輸出承認証等識別」欄に「GOLD」、「輸出承認証番号等」欄に「SHORUI」を入力して下さい。
 - ※ 輸出申告が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、輸出の許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に添付書類（通関関係書類）を提出してください。

(参考) 輸出統計品目表

71.08		金（白金をめつきた金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
		－ マネタリーゴールド以外のもの
7108.12		－ － その他の形状のもの（加工していないものに限る。）
	100	－ － － 製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの
	900	－ － － その他のもの



予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の 審査区分（税関検査の要否）の通知時期の変更

マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）において、不適正な利用が散見されています。特に、予備審査制を利用する際に通知される審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する重大な事案も発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、より一層厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があるため、輸入通関における簡易性・迅速性の提供対象となる者の見直しを行うこととしました。

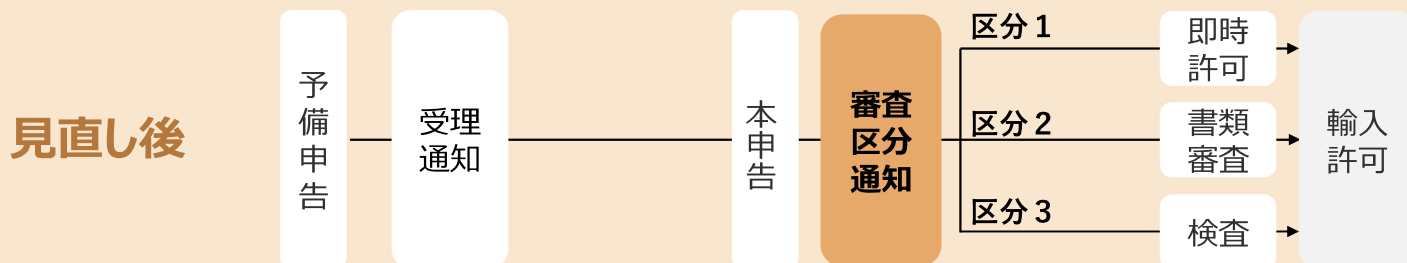
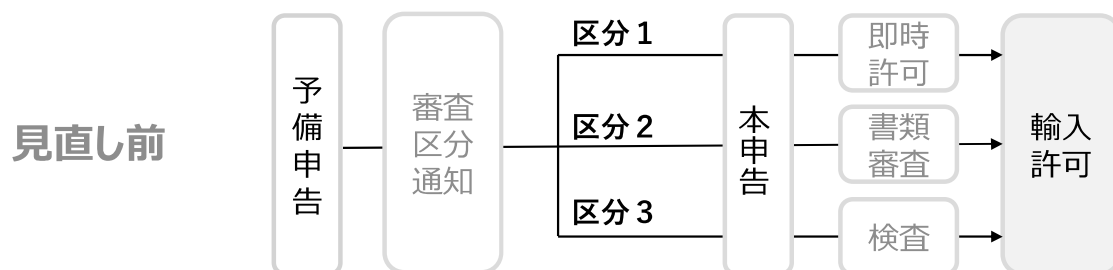
変更点（令和8年7月21日実施）

- 予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の通知が、**本申告時**になります
- AEO輸入者（特例輸入者）、AEO通関業者（認定通関業者）及び税関長が適当と認める者を除く**全ての輸入者・通関業者**が対象です



予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できると認められる者で、AEO輸入者・AEO通関業者の承認・認定が見込まれる者を指します。その他、現在の通関業務における輸入申告の誤りの発生状況、通関業法に基づく質問又は検査の結果も考慮します。

予備審査制を利用したマニフェスト申告のフロー



今後とも適正な輸入通関の実施にご協力ください。あわせて、AEO制度の利用をご検討ください。



こんにゃく芋に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の22の項に掲げる物品（こんにゃく芋）については、令和8年度の初日から令和8年5月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベース SSG）の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第7条の3第1項の規定に基づき、**令和8年7月1日から令和9年3月31日までの間**、数量ベース SSGが発動されることとなりました。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」中、「**暫定法第7条の3発動時**」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

《発動内容》

品 目	発動前の税率	発動後の税率
こんにゃく芋 （1212. 99-190）	2, 796 円/kg	3, 728 円/kg

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する 暫定的な不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2026 年 07 月 08 日）

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）に基づき、関税定率法の別表第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号まで並びに第七二二〇・二〇号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、ニッケルの含有量が全重量の〇・六パーセントを超え、冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの並びに令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするもの又は同国及び同地域から本邦に輸出されたもののうち、令和８年７月９日（木）から同年１１月８日（日）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。

業務コード集の更新につきましては同日に行います。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「Ｃ－２３．内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

不当廉売関税関係

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等※ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

（7219.31-020、7219.32-022、7219.32-023、7219.32-027、7219.32-028、7219.33-022、7219.33-023、7219.33-027、7219.33-028、7219.34-022、7219.34-023、7219.34-027、7219.34-028、7219.35-022、7219.35-023、7219.35-027、7219.35-028、7219.90-010、7220.20-027、7220.20-028、7220.20-029、7220.90-010）

NACCS 用コード	適用税率(%)		区分
S013001	42.1	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産等	新設
S013002	27.7	政令で定められた生産者により生産されたもの	新設
S013003	20.1	台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等	新設
S013004	3.6	政令で定められた生産者により生産されたもの	新設

※産等には、同国及び同地域から本邦に輸出されたものを含む

以下参考

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令 抜粋

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国若しくは第三号に掲げる地域（以下この条及び第三条第二項において「特定国等」という。）を原産地とするもの又は特定国等から本邦に輸出されたもののうち、第四号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一 法の別表第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号まで並びに第七二二〇・二〇号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するもの（次項並びに第三条第一項及び第二項において「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板」と総称する。）

イ ニッケルの含有量が全重量の〇・六パーセントを超えるもの（その他の成分を含有するかしないかを問わない。）

ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工をしたものに限る。）を除く。）

(1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

(2) 長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条において「中国」という。）

三 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（次条第二号において「台湾」という。）

四 この政令の施行の日から令和８年１１月８日までの期間

２ 前項の規定は、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して特定国等において熱延鋼帯（法の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出された場合には、適用しない。

第 60 回通関士試験（令和 8 年 10 月 4 日（日）実施）について

（横浜税関）

神奈川県又は宮城県において通関士試験の受験を希望される方は、次の要領により受験願書の入手及び願書の提出をお願いいたします。

I. 試験場

試験実施地	試験場・(所在地)	交通機関
神奈川県	明治学院大学 横浜キャンパス 6号館 (横浜市戸塚区上倉田町 1518)	○ J R・市営地下鉄 戸塚駅 東口バスターミナル 江ノ電バス「明治学院大学南門」行き乗車 「明治学院大学南門（終点）」で下車（乗車約 10 分）
宮城県	仙台医療福祉専門学校 中央校舎本館 (仙台市青葉区中央 4-7-20)	○ J R・地下鉄 仙台駅 から徒歩 8 分

（注）神奈川県、宮城県以外の試験実施地については、各試験地の担当税関ホームページ等にてご確認ください。

II. 受験案内及び出願書類の入手方法

（1）配布期間及び時間

期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 8 月 4 日（火）

時間：午前 10 時～午後 5 時

※土日及び祝日は、横浜税関本関庁舎内の資料展示室のみ、午前 10 時～午後 4 時まで配布を行っています。数に限りがございますので、大量に必要な方は事前にご連絡ください。

願書の受付期間は下記Ⅲの通りですので、留意願います。

（2）入手方法

① 直接税関官署で受け取る場合

・願書配布場所 横浜税関の本関及び各官署（三崎監視署を除く）

② 郵送で請求し、受け取る場合

・請求先

〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1

横浜税関 業務部 通関業監督官

・請求用封筒には差出人を明記し、**願書請求**と朱書して下さい。

・180 円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。（1 部の場合）

・返信用封筒は角形 2 号封筒（A4 サイズが入る大きさのもの）にして下さい。また、必ず宛

先（請求者の住所・氏名）を明記して下さい。

・返信用封筒の切手料金の不足が無いようにしてください。

・普通郵便の場合、到着まで時間がかかります。普通郵便で願書を請求する場合は、受験願書の受付期間に間に合うように、できる限り早めに行ってください。

III. 願書の受付について

(1) 受付期間及び時間

期間：令和8年7月21日（火）～令和8年8月4日（火）

(2) 出願受付

第60回試験から出願受付は原則郵送のみとなります。

(3) 出願書類（全科目を受験する方は、①及び②のみの提出となります。）

- ① 受験願書（3,000円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）を過不足なく貼付）
- ② 受験票（縦4cm×横3cmの顔写真を貼付（カラー、白黒を問わない。裏面に氏名を記載。））
- ③ 試験科目の一部免除通知書の写し
- ④ 「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」※1
- ⑤ 返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）※2

受験科目	① 受験願書	② 受験票	③ 免除通知書 (写)	④ 免除申請書 証明書※1	⑤ 返信用封筒 ※2
全科目受験する方	○	○ ※郵送出願の場合は 切手貼付			
初めて試験科目の一部免除を 受けようとする方	○	○ ※切手不要		○	○ ※切手貼付
既に免除通知書をお持ちで、 今回免除を受けて受験する方	○	○ ※郵送出願の場合は 切手貼付	○		

※1 (1)「通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式B第1210号）」及び「証明書（税関様式B第1215号）」は、下記ホームページからダウンロードできます。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(2) 免除申請書は受験者本人が作成したもの、証明書は通関業者、官庁等が作成したものがが必要です。どちらも押印は不要です。内容について、通関業者、官庁等に問合せをさせて

いただくことがあります。

- ※2 「試験科目の一部免除通知書」等を発送するための封筒です。返信用封筒には宛先を記入して「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とし、所要の切手（書留は 660 円、簡易書留は 530 円、特定記録は 390 円）を貼付して下さい。なお、「試験科目の一部免除通知書」等の発送は 8 月下旬頃となります。

(4) 郵送で出願する場合

・提出先 〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 業務部 通関業監督官

- ・受験願書受付期間開始日以降に届くよう発送して下さい。令和 8 年 8 月 4 日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく 7 月 31 日（金）までに発送するようにして下さい。
- ・「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に通関士試験と朱書して下さい。
- ・出願書類は、上記(3)と同じです。
- ・受験票は特定記録郵便で送付するため、上記(3)②の受験票の「郵便はがき」面に宛先を明記し、特定記録郵便の料金分の切手（295 円分）を貼付して下さい。
- ・上記(3)④の「通関士試験科目の一部免除申請書」及び「証明書」を提出される方は、上記(3)⑤「返信用封筒」を同封して下さい。この場合には、受験票に 295 円分の切手を貼る必要はありません。

(5) 宅配便等で出願する場合

- ・令和 8 年 8 月 4 日（火）の午後 5 時までに横浜税関に到着したものが有効となります。
- ・その他は、上記(4)と同様です。

IV. 試験に関するお問い合わせ先

横浜税関 業務部 通関業監督官（電話番号：045-212-6051）

（出願し、令和 8 年 8 月 25 日（火）までに受験票（上記Ⅲ(3)④を提出した方は「試験科目の一部免除通知書」又は「試験科目の一部免除申請却下通知書」も含む）が届かない場合は、必ず連絡願います。）

非違一覧表有無に係るMSA送信について

業務部首席通関業監督官

通関業監督官部門では、毎月、希望される通関業者の方へ非違一覧表をお渡ししております。その際、通関業者の方から非違有無の確認の電話をいただいているところ、今般、NACCSのMSA業務により当部門から通関業者の方へ通知することといたします。

詳細については別紙をご確認ください。

非違があった場合に、一覧表を当部門へ取りに来ていただく点に変更はございません。

MSAの配信について、7月15日（水）12時以降 にテスト送信を行いますので、NACCSで電文が受信されていることをご確認ください。

現在、毎月の非違一覧表を希望されている通関業者の方は、MSA通知へ移行いたしますが、この機会に、非違一覧表を希望される通関業者の方は、当部門までご連絡をお願いいたします。

なお、希望されているにもかかわらず、一覧表の受取りに来ない通関業者の方については、登録から削除させていただきますことをご了解願います。

1. 送信イメージ

(1) 非違無しの場合

宛先	
税関官署	1 部門
利用者	2AZZZ -
件名 2月分の非違について	
本文 先月分の非違はありませんでした。	

(2) 非違有りの場合

宛先	
税関官署	1 部門
利用者	2AZZZ -
件名 2月分の非違について	
本文 非違がありますので、税関に取りに来てください。	

2. 今後のスケジュールについて

(1) テスト送信

7月15日（水）12時以降に、税関よりテスト送信を行いますので、NACCSで電文が受信されていることをご確認ください。

※税関からの送信イメージ

宛先	
税関官署 ☐	部門 ☐
利用者 2AZZZ - ☐	
件名 テスト	
本文 テスト送信です。受信されましたら、電話でその旨をご連絡ください。 横浜 税関 通関業監督官室 TEL 045-212-6051	

(2) 受信連絡

テスト送信の受信が確認できましたら、その旨を電話でご連絡ください。また、13時30までに受信が確認できない場合にも、電話でご連絡ください。

横浜税関業務部通関業監督官 TEL 045—212—6051

(3) 本格運用

全てのテストを完了次第、本格運用させていただきます。本格運用の際は、別途詳細をご連絡させていただく予定としております。

以上

日・インドネシア経済連携協定改正議定書の効力発生のための 外交上の公文の交換について

6月26日（金）に、日・インドネシア経済連携協定（EPA）改正議定書の効力発生のための外交上の公文の交換が行われました。これにより、この改正議定書は、本年8月1日に効力を生じます。

これにより農水産品等114品目の関税が撤廃・引下げとなるとともに、「関税法基本通達等の一部改正について」（令和7年6月30日財関第657号）第1の3.及び第2の2.が同日に実施となり、1604.14-091又は-099に分類されるインドネシア協定の原産品については、長さ30センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことが記載された漁獲証明書が「インドネシア協定締約国品目証明書」として必要となります。

また、外務省ホームページには、改正議定書本文が掲載されておりますことをご案内いたします。

外務省ホームページ「日・インドネシア経済連携協定改正議定書の効力発生のための外交上の公文の交換」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03876.html

税関ホームページ「日・インドネシア経済連携協定（EPA）改正議定書の効力発生のための外交上の公文の交換」

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa_20260626.html



報道発表

日・インドネシア経済連携協定改正議定書の効力発生のための外交上の公文の交換

令和8年6月26日

6月26日（現地時間同日）、インドネシアのジャカルタにおいて、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」（令和6年8月8日署名。以下「改正議定書」という。）の効力発生のための関係する国内法上の手続が完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換が行われました。これにより、この改正議定書は、本年8月1日に効力を生じます。

- 1 この改正議定書は、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスの改善に加え、ルール面での改善を含む改正を通じ、日・インドネシア経済連携協定の内容を拡充するものです。
- 2 この改正議定書の発効により、ASEAN地域において最大の経済規模を有するインドネシアとの経済関係の促進、ひいては日・インドネシア二国間関係全体の更なる緊密化が期待されます。

（参考1）日・インドネシア経済連携協定改正議定書の効力発生に関する規定

日・インドネシア経済連携協定改正議定書第二十六条

- 1 この議定書は、この議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

（参考2）関連リンク

- ▶ [日・インドネシア経済連携協定改正議定書](#)
- ▶ [日・インドネシア経済連携協定](#)

関連リンク

- ▶ [インドネシア共和国](#)
- ▶ [経済局 経済連携課](#)

財 関 第 6 5 7 号
令和 7 年 6 月 30 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和7年7月1日（下記第1の2. については同年10月9日、第5については令和8年2月1日、第1の3. 及び第2の2. については経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
1. 別紙1－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
 2. 別紙1－2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
 3. 別紙1－3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。
1. 別紙2－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
 2. 別紙2－2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通関			第6章 通関		
第5節 経済連携協定に係る輸入通関			第5節 経済連携協定に係る輸入通関		
（締約国品目証明書の必要の要件） 68－5－11の5 （1）本節において、締約国品目証明書とは、次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものをいう。			（締約国品目証明書の必要の要件） 68－5－11の5 （1）本節において、締約国品目証明書とは、次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものを言う。		
協定名	締約国品目証明書	本節における略称	協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書
モンゴル協定	モンゴル協定附属書1第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定	モンゴル協定附属書1第2編第1節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書
インドネシア協定	インドネシア協定附属書1付録Aに基づく品目証明書	インドネシア協定締約国品目証明書			
（2）令第36条の3第5項（令第50条の2において準用する場合を含む。）、第51条の12第5項又は第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている必要がある。 イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)から(ハ)までに留意して記載され、かつ、後記68－5－14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。			（2）令第36条の3第5項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。 イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記68－5－14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。		
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項		ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項	
インドネシア協定	インドネシア協定附属書1付録Aに定める事項				

1

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(イ) 各協定の日本国の表（譲許表）の品名欄に定める品名が記載されていること。 (ロ) （省略） (ハ) <u>インドネシア協定については、輸入統計品目番号1604.14-091又は-099に分類されるインドネシア協定の原産品であって、長さ30センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことが証明されていること。</u> ロ （省略） （原産地証明書及び締約品目証明書の発給機関） 68－5－14 (1) （省略） (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。		(イ) ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名が記載されていること。 (ロ) （同左） （新設） ロ （同左） （原産地証明書及び締約品目証明書の発給機関） 68－5－14 (1) （同左） (2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。	
締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関	締約国品目証明書	締約国品目証明書の発給機関
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）	ペルー協定締約国品目証明書	ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。） ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。）
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル食糧・農牧業省
インドネシア協定締約国品目証明書	インドネシア海洋水産省		
締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。 （特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認） 68－5－21 (1) （省略）		締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。 （特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認） 68－5－21 (1) （同左）	

2

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

表 1

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程
インドネシア協定締約国品目証明書	インドネシア協定附属書 1 付録 A	インドネシア海洋水産省	インドネシア協定附属書 1 付録 A

(2)～(4) (省略)

表 2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90 日	—
モンゴル協定締約国品目証明書	90 日	—
インドネシア協定締約国品目証明書	90 日	二

(5)・(6) (省略)

改正前

表 1

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条
モンゴル協定締約国品目証明書	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程	モンゴル食糧・農牧業省	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節第 4 項に定める運用上の手続規則第 2 節第 2 規程

(2)～(4) (同左)

表 2

締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
ペルー協定締約国品目証明書	90 日	—
モンゴル協定締約国品目証明書	90 日	—

(5)・(6) (同左)

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 自由貿易協定	第3章 自由貿易協定
3－6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 <u>① 同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u> <u>② 同協定に基づく締約国品目証明書の提出については、その証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下の場合であって、特恵待遇を受けることのできる品目に分類されるか否かを決定するために必要があるときは、関税法施行令第61条第4項ただし書の規定に基づき、その提出を求めるものとする。</u>	3－6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。 （新設）